

証明書申請参考（中国向け）

（番号は証明書発行例に対応）

2019年3月1日現在

- ① 「Invoice Number（发票号码）」
 - ・インボイス・ナンバーを記載。
 - ・郵便小包等の場合は、申請書入力画面で「郵便小包」欄を選択するとともに、送り状の Item number を記載。
- ② 「Declaration Number（证明书号码）」
 - ・発給機関が記載。
- ③ 「Country of dispatch（出口国）」
 - ・「Japan」と記載
- ④ 「Central Competent authority（主管部门）」
 - ・発給機関が記載。
- ⑤ 「Name of Products（产品名称）」
 - ・製品名（固有名詞）を記載。
- ⑥ 「Products and Package（产品及包装）」
 - ・製品の種類（一般名称）と梱包形態を記載。
- ⑦ 「Embarkation（出口地）」
 - ・日本からの出港地を記載。
例：●● port, Japan
 - ・申請時点で未定の場合は、申請段階では空欄とし、中国側に提出するまでに発行機関又は申請者が記載。
 - ・郵便小包等の場合は、申請書入力画面で「郵便小包」欄を選択するとともに、発送した郵便局の所在地（都道府県・市町村名）を記載。
- ⑧ 「Destination（目的地）」
 - ・中国の港名とともに国名（China）を記載。
例：●● port, China
 - ・第3国を経由する場合は、申請書入力画面で「第3国経由」欄を選択するとともに、経由地について記載。
- ⑨ 「Producing district（原产地）」
 - ・製品の生産地又は加工施設が所在する都道府県名及び国名（外国産の場合は国名のみで可）を記載。

⑩ 「Producing district of a main material（产品主要加工原料的产地）」

- ・製品の主原料の産地が所在する都道府県名及び国名（外国産の場合は国名のみで可）を記載。
- ・主原料とは、原則として水以外で重量比が最も大きいものとする。但し、水製品（ミネラルウォーター等）の場合は、主原料を水とすることができるものとする。

⑪ 「Methods and Routes of Transportation of products between the producing district, embarkation place and the destination in China（从生产地区到发货地和中国目的地的运输方式及路线）」

- ・製品の加工施設から、出港地、中国の目的地までの運送経路・方法を記載。
例: ○○Co., Ltd, △△ prefecture → (by road) → □□ port, ●●prefecture → (by sea, vessel name ▲▲) → ■■ port in China

⑫ 「Methods and Routes of Transportation of a material between the producing district and establishment（加工原料产地到加工厂的运输路线）」

- ・製品の主原料の産地から製品の加工施設までの運送経路・方法を記載。
例: ◇◇ prefecture → (by road) → ○○ Co., Ltd, △△ prefecture

⑬ 「Name and Address of Establishment（加工厂名称及地址）」

- ・生産・加工施設の名称・所在地（都道府県名（外国産の場合は国名）を含む。）を記載。

⑭ 「Name of Exporter（出口商）」

- ・輸出者の名称を記載。

⑮ 「Name of Consignee（进口商）」

- ・輸入者の名称を記載

⑯ 「Quantity and Weight（数量和重量）」

- ・数量及び重量（正味重量）を記載
例: ●●c/s, ●●●kg

⑰ 「Date of Production（生产日期）」

- ・生産・加工年月日を記載。同一ロットの製品の生産・加工が日付をまたいで行われる場合には、1枚で証明可（生産・加工の期間を入力）。

⑱～⑳ 「Exporter（出口商）」

- ・輸出者に関し、⑱名称、⑲所在地、⑳国名（Japan）を記載。

㉑～㉓ 「Consignee（进口商）」

- ・輸入者に関し、㉑名称、㉒所在地、㉓国名（China）を記載。

㉔～㉖ 「Authorized by（授权签发人）」

- ・発給機関が記載、署名、押印。